

韓国特許(実用新案)法の改正について

2007年7月1日施行予定で、韓国特許(実用新案)法等が改正されます。以下、特許(実用新案)法の改正点を列挙します。

(1) 特許請求の範囲の提出猶予制度の導入

現行法では、出願時に「特許請求の範囲」を提出することが必須であるが、先願主義下における発明者保護の観点から、出願時は「特許請求の範囲」を省略できることとし、最先の優先日から1年6ヶ月までその提出を猶予することとする。なお、期間内に提出しない場合は、出願は取り下げ擬制となり、出願公開の対象外となる。

(2) 発明の詳細な説明における記載要件の緩和

現行法では、発明の詳細な説明には、発明が容易に実施できる程度に「目的、構成、効果」を記載することが記載要件として法文中に規定されているが、発明の保護と活用の観点から、この要件を削除し、法文中には「明確かつ詳細に記載しなければならない」と規定して記載要件を緩和し、その形式的な記載要件については施行規則に委ねることとする。

(3) 特許請求の範囲の記載方法の多様化

現行法では、「特許請求の範囲」については、「発明(考案)の構成に欠くことのできない事項のみ」を記載することが要件となり、これを満たさない場合は、拒絶・無効の対象となっているが、技術の多様化による発明の適切な保護手段を提供することを目的として、発明を構成でなく機能等で記載することを許容するとともに、拒絶・無効の対象から除外することとする。

(4) 請求項別審査制度の導入

現行法では、拒絶理由のある請求項のうち、一部についてのみ拒絶理由を通知することも許容されるが、条文を新設し、請求項別に審査結果を通知することを義務化することとする。

(5) 権利範囲確認審判における確認対象発明の補正範囲の拡大

現行法では、積極的権利範囲確認審判(特許権者又は専用実施権者が請求する権利範囲確認審判)において、請求人が特定する確認対象発明の補正については、厳しく制限されているが、迅速な紛争解決等の観点から、確認対象発明の補正は請

求趣旨の変更と認めないとし、要旨変更の有無に係わらず、実施品と同一に補正できるようにする。

(6) 無効審判手続きにおける訂正請求の機会の拡大

請求人が新たな無効証拠を請求後に提出する場合は、被請求人もそれに対応して訂正の機会が付与されることを法規定に明文化する。

以上の内容は、特許法人 KOREANA からの改正法についてのお知らせを参考にしてまとめたものです。

以上